

2012年12月24日

トピックス

リチウム電池のみの航空輸送についての経過措置

2013年1月1日から実施になる IATA 危険物規則書第 54 版のリチウム・イオン電池 (UN3480) のみの輸送、並びに、リチウム金属電池 (UN 3090) のみの輸送についての規則変更に伴い、小容量のリチウム電池でも、航空会社は受託チェック・シートを使用して受託手続きを行い、機長への通知 (NOTOC) への記載が義務付けられる PI 965 の新設 Section IB、並びに、PI 968 の新設 Section IB の規定の実施について、12月1日に ICAO から旧規則に基づいて 2012年12月31日以前に準備された貨物については 2013年1月31日まで1ヶ月の間そのまま輸送できるよう Technical Instruction (ICAO 技術指針) に対し各国の当局が移行期間 (transition period) を設けても差し支えないとの発表がされました。

各国はそれぞれ、荷主や、運航者の立場を勘案して、移行期間を設けるか否かを自主的に定めることになりました。

日本国は 12月18日に国土交通省航空局安全部運航安全課よりの連絡で「移行期間」は設けずに、新規則を 2013年1月1日より実施すると確認されました。

現在 (2012年12月20日) までに、2013年1月31日まで1ヶ月の移行期間を設けると定めた国は、カナダ、中華人民共和国、香港特別行政区、ルクセンブルグ、オランダ、スイス、イギリス(連合王国)とアメリカ合衆国の8カ国です。

各航空会社が移行期間を認めた国同士の間を輸送されるリチウム電池を受託するか断るかは各航空会社の自主判断によります。

また、経由国が移行期間を認めていない場合は、輸送は出来ませんので注意を要します。アメリカ発、中国行き of 当該 Section IB 対応のリチウム電池を「移行期間」を認めていない日本を経由して輸送することは出来ません。また、日本国籍の航空会社は日本国の決定に反して輸送することは避けるべきです。香港発カナダ行の Section IB 適応の貨物も日本経由では輸送できませんし、日本国籍の航空会社は輸送に携わるべきではありません。しかし、問題として、これら旧規則で Section II として搬入されるものが、新規則でも Section II に割り当てられるものなのか、Section IB となるものか、荷送人にその都度問い合わせない限り分からないと言うことが大きな問題として残ります。

なお、旧規則で 2012年12月31日以前に輸送が開始され、年が変わってもまだ輸送途上にあるものは、通例として、免除になっています。

以 上